



# 哲風会通信

2024年10月 VOL.153

夏が終わって空が高くなり、秋の涼しさを感じる季節となりました。  
食欲、スポーツ、芸術、行楽、今年は何の秋になるか、楽しみです。



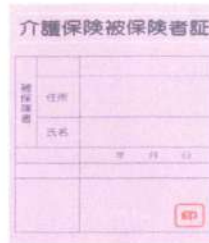
今回は、介護保険について調べました。

## 介護保険

社会全体で介護を支えることを目的に創設された、公的保険制度です。

介護保険料は、40歳になった月から支払いが発生します。

40歳から64歳までの方は、健康保険料とあわせて介護保険料を、職場の天引きなどで支払っています。65歳になった月からは、市町村に納めます。無職であっても、40歳以上の人は介護保険料を支払う必要があります。ただし減免されます。所得に応じて1/4~1/2と定められています。



## 介護保険を使う

65歳になると「介護保険被保険者証」が届きます。しかしそのままでは介護保険サービスは使えません。よく受付で、健康保険証の提示を求めた時に、健康保険証と一緒に介護保険被保険者証を提出する方がいますが、持っているだけでは使えません。確かに健康な人は介護保険は縁がないと思います。ではどのような時に誰が使うのでしょうか。

介護保険では2つに分けられます。年代によって病気の種類や、かかるリスクが異なるためです。

第1号被保険者 → 65歳以上

第2号被保険者 → 40歳から64歳の医療保険加入者で、老化が原因とされる病気  
(特定疾病)のある方

特定疾病は、がん、脳血管疾患、関節リウマチ、ALS、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期による認知症、パーキンソン病関連疾患、椎管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病による神経障害・腎症・網膜症等

第1号被保険者と第2号被保険者で介護や支援が必要な方が利用できます。  
39歳以下の方は利用できません。

## 介護保険の申請

要介護、要支援の認定を受けるため申請をしなければなりません。

市町村の窓口または、地域包括支援センターに、本人もしくは家族が申請書類を提出します。この時に65歳に届いた「介護保険被保険者証」を一緒に提出します。

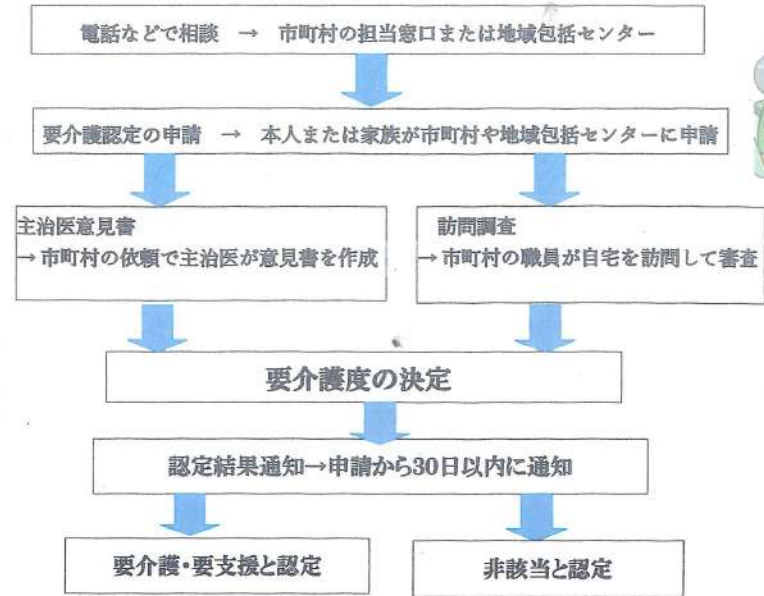
市町村の認定調査員が自宅を訪問し、心身の状態や介護の必要性などについて調査します。

かかりつけ医が心身の状態や病状について意見書を作成します。この時、病院で家族が現状についての質問に答え、書類に記入します。

介護認定調査会による認定を受け、要介護認定の結果が通知されて、介護サービスを利用します。



## 要介護認定の手続きの流れ



## 申請のタイミング

要介護の申請は、自宅での生活が難しくなったときや、病院を退院後の暮らしに不安を覚えた時に申請するケースが多いみたいです。ただ申請するにあたって、決まったタイミングはないそうです。本人または家族が必要と感じた時に申請しましょう。

介護保険の自己負担額は1割~3割で、1円単位で医療保険とは異なります。利用者が1割を負担した場合、残りの9割は、公費(税金)と私たち(40歳以上)が納めた保険料で半分ずつまかなわれています。

## 今月の担当

ちづ歯科クリニックの菅生でした。

1年前から「メルカリ」にはまってっています。今まで13点売れました。金額にすると2万円位ですが、売れるとなんだか楽しくなります。断捨離できて、しかもお小遣いが入り、メルペイも使いこなしています。最近ではガラケーが3千円で売れました。今度は何を売ろうか考え中です。

医療法人 哲風会  
むさしデンタルオフィス

〒010-0912  
秋田市保戸野通町4-8  
TEL: 018-853-8214  
フリーアクセス: 0800-800-8461

医療法人 哲風会  
ちづ歯科クリニック

〒018-1605  
南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝  
233-1  
TEL 018-875-2801